

一般社団法人日本応用地質学会 総務委員会運営規程

平成21年 12月 25日 制定
平成26年 9月 4日 改定
平成28年 10月 26日 改定

第1章 目的及び業務

(目的)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）総務委員会（以下「委員会」という）は、定款第4条の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第83条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 総会、理事会その他この法人の運営に関する事項
- 二 定款、規則、規程その他法規に関する事項
- 三 関係官公庁、諸団体その他渉外に関する事項
- 四 予算、決算及び資金の運用、管理に関する事項
- 五 会員の入会、退会、会費その他会員の管理に関する事項
- 六 事務局の管理、運営に関する事項
- 七 諸契約に関する事項
- 八 支部に関する事項
- 九 その他、他の委員会に属さない事項

第2章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第3条 委員会の委員は、規則第70条第①項に従い原則として20名以内とする。

- ②委員は、総務委員会を除く各常置委員会の副委員長、各支部を代表する者及びその他の者によって構成する。
- ③委員会に委員長1名、副委員長1名、幹事若干名をおく。
- ④委員長は、規則第62条により常務理事が務める。

(職務)

第4条 委員長は委員会の事務を統括する。

- ②副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

(選任及び委嘱)

第5条 委員長は、規則第62条により常務理事が務める。

- ②委員は、規則第72条第④項により、委員は原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。
- ③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、規則第73条第①項により、2年とする。ただし再任を妨げない。

- ②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第73条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第73条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第7条 委員会は、規則第74条第①項により、委員長が召集する。

- ②委員会は原則として、月1回開催する。
- ③前項により召集される委員会のうちおよそ半分の回数を支部を代表する委員を除く委員から構成される委員会とし、残りの回数の委員会を全委員から構成される委員会（拡大総務委員会と呼ぶ）とする。
- ④委員長は、規則第74条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、規則第75条第①項により委員現在数の過半数（委任状及び代理を含む）の出席をもって成立する。

- ②委員会に出席できない委員のうち常置委員会副委員長及び支部を代表する委員は、規則第75条第③項により、その代理を出席させることができる。ただし、代理は委員会に出席できない委員が所属する常置委員会委員又は支部役員でなければならない。代理は委員会における議決権を有する。
- ③前項により代理を出席させることができない委員は、規則第75条第②項によりあらかじめ委任状を委員長宛に提出する。
- ④議事は、規則第75条第⑤項により、出席者（委任状及び代理を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第9条 委員長は、規則第76条第①項により、毎事業年度終了後すみやかにこの法人及びこの委員会の事業報告を委員会に提案し、承認を受け、理事会に提出しなければならない。

- ②委員長は、規則第76条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度のこの法人及びこの委員会の事業計画案並びに予算案を委員会に提案し、承認を受け、理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第10条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第78条により議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第11条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第79条第①項により、理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認(平成21年12月25日)をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 編集委員会運営規程

平成21年 12月 25日 制定
平成24年 9月 18日 改定
平成28年 10月 26日 改定

第1章 目的及び業務

(目的)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）編集委員会（以下「委員会」という）は、定款第4条二の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第84条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 学会誌「応用地質」（以下「学会誌」という）の企画編集、出版に関する事項
- 二 学会誌の投稿規程の制定・改廃に関する事項
- 三 原稿の受付、整理、保管、投稿者との連絡、著者校正を除く校正作業に関する事項
- 四 原稿の依頼、査読、採否に関する事項
- 五 編集費の運用に関する事項
- 六 学会誌の著作権に関する事項
- 七 学会誌の電子ジャーナル化に関する事項
- 八 日本応用地質学会論文賞の予備審査に関する事項

第2章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第3条 委員会の委員は、規則第70条第①項に従い原則として20名以内とする。

- ②委員会に委員長1名、副委員長1名、幹事若干名をおく。
- ③委員会の委員長は、規則第70条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める。

(職務)

第4条 委員長は委員会の事務を統括する。

- ②副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。
- ③幹事は委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(選任及び委嘱)

第5条 委員長は、規則第72条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する。

- ②委員は、規則第72条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。
- ③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、規則第73条第①項により、2年とする。ただし再任を妨げない。

- ②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第73条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第73条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第7条 委員会は、規則第74条第①項により、委員長が召集する。

- ②委員会は原則として、月1回開催する。
- ③委員長は、規則第74条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第8条 委員会席は、規則第75条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

- ②委員会に出席できない委員は、規則第75条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛てに提出する。
- ③議事は、規則第75条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第9条 委員長は、規則第76条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

- ②委員長は、規則第76条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の委員会の事業計画案及び予算案を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第10条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第78条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第11条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第79条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

第3章 学会誌の編集

(編集事務)

第12条 編集事務は、原則として学会事務局が行う。

- ②編集事務の内容は、原稿の受付日時の記録、原稿の整理・保管、投稿者（依頼原稿執筆者を含む）及び印刷所との通信連絡、著者校正を除く校正作業、委員会資料の作成などである。

(学会誌の内容及び構成)

第13条 学会誌「応用地質」は以下に示す内容から構成される。学会誌の構成順序は、18) 会告及び19) その他のうち「巻頭言」を巻頭におく以外は、原則として以下の順によるものとする。

- 1) 論説：応用地質及び関連学問分野に関して大局的視野から論じ、将来の方針を示唆するもの。
- 2) 論文：新技術の開発、新しい理論の適用、大規模実験、現場の地質解釈、各種調査、試験、研究結果等について論述し、かつ考察を述べたもので、独創性新知見があるもの。
- 3) 速報論文：論文と同様な性格を持つものであるが速報性の高いもの。
- 4) 報告：各種工事における計測、調査、設計、施工及び各種調査、試験結果等について、事実や状況、現象等を述べたもので、応用地質学的に価値の高いもの。
- 5) 短報：報告と同様な性格をもつものであるが、新事実の発見、技術改良などの簡単な報告、速報的なものも含む。
- 6) 解説：測定技術、トピックス等について説明するもの。講座的なものも含む。
- 7) 資料：会員の参考になるデータを取りまとめたものや文献のレビューなど。
- 8) 提言：1)～7)に属さないもので、応用地質にかかわる問題提起。
- 9) 討論：学会誌に掲載された1)～8)に関する学術的、技術的な討論。
- 10) 応用地質アラカルト：応用地質に関する提案、記事、知見などの紹介。
- 11) 会員の声：会員からの提言、意見、連絡、情報等の紹介。
- 12) Q&A：応用地質あるいは学会に関するQ&A。
- 13) 文献紹介：委員会が適当と認めた文献の紹介。
- 14) 支部だより：学会支部の事業、運営等についての報告。
- 15) 研究部会だより：研究部会の事業、運営等についての報告。研究小委員会の活動報告等も含む。
- 16) 賛助会員のページ：賛助会員の事業内容等の紹介。
- 17) 学会記事：学会の事業、運営等についての報告。
- 18) 会告：学会及び学会に関連の深い各種学会、シンポジウム等の会告。
- 19) その他：上記1)～18)に挙げたもののほか、委員会が適当と認めた事項。

(原稿の投稿)

第14条 会員は、前条1)～11)に投稿することができる。原稿の投稿に関わる規定は、委員会が別に定める投稿規程による。

(原稿の依頼)

第15条 委員会は、第13条12)～16)及び19)について企画し、執筆者を選定・依頼する。ただし、第13条1)及び6)～10)についても、委員会が企画し、執筆者を選定・依頼することができる。執筆依頼の対象は会員に限らない。

②委員会は、第13条17)及び18)について、それぞれ担当の委員会に原稿を依頼する。

(原稿の査読と採否)

第16条 委員会は、学会誌「応用地質」に投稿された第13条1)～11)の原稿あるいは第15条①項に示す依頼原稿を査読し、その採否を決定する。

②査読者の選定に当たっては、委員会内から編集担当者1名を選定する。その後、原稿種別・内容に応じた査読者を1名または2名選定し、原稿のコピーによる査読を依頼する。

③査読者は、原則として会員とする。査読者の選定に当たって学識経験者の他、現場経験、関連分野での評価等を勘案のうえ偏りのないようにする。

④編集担当者及び査読者の氏名・査読内容は、原則として公表しないものとする。

⑤査読者は査読結果を所定の報告書(別紙、様式1及び様式2)により委員会へ提出する。査読期間は、原則として1ヶ月程度とする。

⑥委員会は、査読結果に基づいて、掲載の可否、修正の指示等を決定し、また著者への照会を行なう。

⑦委員会が投稿原稿あるいは依頼原稿を掲載適当と認めたとき(これを受理とよぶ)、委員会は受理年月日を記録し、著者に通知する。

⑧委員会が投稿原稿あるいは依頼原稿を掲載不適当と認めたとき、その理由を明らかにした文書を著者に送り、その了解を得たうえで原稿を返却する。

⑨委員会が掲載不適当と認めた原稿について、その理由を著者が了解しない場合は、理事会に報告し、理事会がその採否を決定する。

第4章 学会誌への広告

(広告)

第17条 学会誌には広告を掲載することができる。

②学会誌の広告は、理事会が認めた広告社に取り扱わせる。

第5章 学会誌の印刷

(印刷)

第18条 学会誌は、学会事務局の提出する電子媒体を基に、所定の形式に版組みを行い、印刷する。

②学会誌の印刷は、学会と正規の契約を結んだ印刷所に行わせる。

③学会誌の印刷部数は会員数に応じて行うが、残部100冊を残すようにする。

(校正)

第19条 第13条17)及び18)の原稿の校正刷りの校正は学会事務局が、これ以外の原稿の校正刷りの校正は原則として著者が行う。

②著者校正は、校正刷り初校で1回行うものとする。著者校正の期間は、原則として1週間以内とする。著者校正の際の大幅な変更は認めない。

(別刷)

第20条 第13条1)～9)の原稿の投稿者及び依頼原稿執筆者は、別刷を著者負担(投稿規程別記による)で作成することができる。

第6章 編集費の運用

(原稿料)

第21条 謝金及び業務委託費等規程第2条の原稿料等に関わる規定は、次によるものとする。

一 委員会が、非会員に第13条1)または6)～8)の原稿を依頼した場合、原稿執筆者には掲載号を送付するとともに、1編あたり11,111円(源泉徴収後10,000円)相当の原稿料を支払う。

二 委員会が、非会員に第13条10)または12)の原稿を依頼した場合、原稿執筆者には掲載号を送付するとともに、1編あたり2,222円(原

泉徴収後2,000円)相当の原稿料を支払う。

三 委員会が、非会員に第14条19)として「巻頭言」または「口絵」を依頼した場合、原稿執筆者または口絵著作者には掲載号を送付するが、原稿料を支払わないものとする。

(査読料)

第22条 委員会が、非会員に原稿の査読を依頼した場合、査読者には査読1編あたり2,000円相当の査読料を支払うことができる。

第7章 学会誌の著作権

(著作権)

第23条 学会誌に掲載する著作物の著作権(著作権法第27条、第28条に定める権利を含む)は学会に帰属(譲渡)する。

② 著作者は、投稿原稿受理時または学会記事提出時に学会に著作権等譲渡同意書を提出しなければならない。

③ 著作者による著作権等譲渡同意書の提出以前(平成19年3月31日まで)に学会誌に掲載された原稿または学会記事については、学会会告「会誌「応用地質」全巻全号電子アーカイブ化に伴う著作権委譲に関する告知(お願い)[第50巻第3号(平成21年8月10日発行);学会ホームページ平成21年6月21日掲載]に対して、平成21年9月30日の異議申し出期限までに異議申し立てがなかったことに基づき、著作者の所有する著作物の著作権(著作権法第27条、第28条に定める権利を含む)は学会に帰属(譲渡)されたものとみなす。

④ 著作者自らが、著作物の全文、または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、学会は原則として、その利用を妨げない。ただし、その利用にあたっては、学会へ通知しなければならない。

⑤ 第三者から著作物の全部または一部の、転載または複製利用(翻訳として利用する場合を含む)の申し込みを受けた時は、学会は特に不適切とみなされる場合を除き、これを承諾することができる。この場合、学会は著作者に著作物利用の概要を通知する。

第8章 学会誌の電子ジャーナル化

(電子ジャーナル化)

第24条 学会誌に掲載された内容(広告を除く)は、原則として電子ジャーナル化する。

② 前項に関わらず、委員会は電子ジャーナル化の対象を制限することができる。委員会が電子ジャーナル化の対象を制限する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(電子ジャーナルの登載)

第25条 学会誌の電子ジャーナル登載は、原則として学会事務局が行う。

② 前項に関わらず、学会誌の電子ジャーナル登載に係る業務の一部または全部を、学会外に委託することができる。学会事務局が学会誌の電子ジャーナル登載に係る業務の一部または全部を学会外に委託する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(電子ジャーナル公開システム)

第26条 電子ジャーナル公開システムは、理事会の指定するシステムを用いる。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認(平成21年12月25日)をもって施行する。

② この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 事業企画委員会運営規程

平成 22 年 5 月 21 日 制定
平成 28 年 10 月 26 日 改定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）事業企画委員会（以下「委員会」という）は、定款第 4 条一の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第 85 条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 研究発表会、シンポジウム、講習会、見学会、市民公開講座等の企画運営に関する事項
- 二 研究発表会、シンポジウム、講習会等の予稿集、講演集等の編纂及び著作権に関する事項
- 三 その他、特別の行事に関する事項

第 2 章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、規則第 70 条第①項に従い原則として 20 名以内とする。

- ②委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事若干名をおく。
- ③委員会の委員長は、規則第 70 条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める。

(職務)

第 4 条 委員長は委員会の事務を統括する。

- ②副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。
- ③幹事は委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(選任及び委嘱)

第 5 条 委員長は、規則第 72 条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する。

- ②委員は、規則第 72 条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。
- ③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、規則第 73 条第①項により、2 年とする。ただし再任を妨げない。

- ②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第 73 条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第 7 条 委員会は、規則第 74 条第①項により、委員長が召集する。

- ②委員会は原則として、2 か月に 1 回程度開催する。
- ③委員長は、規則第 74 条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第 8 条 委員会は、規則第 75 条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

- ②委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛に提出する。
- ③議事は、規則第 75 条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第 9 条 委員長は、規則第 76 条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

- ②委員長は、規則第 76 条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の委員会の事業計画案及び予算案を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第 10 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 78 条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第 11 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 79 条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 5 月 21 日）をもって施行する。

- ②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 国際委員会運営規程

平成 22 年 5 月 21 日 制定
平成 28 年 10 月 26 日 改定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）国際委員会（以下「委員会」という）は、定款第 4 条五及び六の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第 86 条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 国際交流に関する企画、立案及び業務の遂行に関する事項
- 二 国際的な会議、シンポジウム、講演会等の行事に関する事項
- 三 諸外国との連絡、文献交換等に関する事項
- 四 国際応用地質学会(International Association for Engineering Geology and Environment : IAEG)の日本支部の事務局に関する事項

第 2 章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、規則第 70 条第①項に従い原則として 20 名以内とする。

②委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 1 名をおく。

③委員会の委員長は、規則第 70 条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める。

(職務)

第 4 条 委員長は委員会の事務を統括する。

②副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

③幹事は委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(選任及び委嘱)

第 5 条 委員長は、規則第 72 条第①項により、理事会において選任し、会長が依嘱する。

②委員は、規則第 72 条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が依嘱する。

③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、規則第 73 条第①項により、2 年とする。ただし再任を妨げない。

②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第 73 条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。

③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第 7 条 委員会は、規則第 74 条第①項により、委員長が招集する。

②委員会は原則として 2 か月に 1 回程度の割合で開催する。

③委員長は、規則第 74 条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合は、その結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第 8 条 委員会は、規則第 75 条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

②委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛に提出する。

③議事は、規則第 75 条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第 9 条 委員長は、規則第 76 条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②委員長は、規則第 76 条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の委員会の事業計画案及び予算案を委員会に提出し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第 10 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 78 条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第 11 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 79 条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 5 月 21 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 研究企画委員会運営規程

平成 22 年 5 月 21 日 制定
平成 28 年 10 月 26 日 改定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）研究企画委員会（以下「委員会」という）は、定款第 4 条三の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第 87 条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 新規の学会研究活動に関する事項
- 二 学会の啓発活動に関する事項
- 三 特定の研究目的または受託研究のために設立された研究小委員会に関する事項
- 四 その他、学術及び技術の研究に関する事項

第 2 章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、規則第 70 条第①項に従い原則として 20 名以内とする。

- ②委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事若干名をおく。
- ③委員会の委員長は、規則第 70 条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める。
- ④委員は、研究小委員会を代表する者(ただし、委員長に限らない)、及びその他の者によって構成する。

(職務)

第 4 条 委員長は、委員会の事務を統括する。

- ②副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。
- ③幹事は、委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(選任及び委嘱)

第 5 条 委員長は、規則第 72 条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する。

- ②委員は、規則第 72 条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。
- ③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、規則第 73 条第①項により、2 年とする。ただし再任を妨げない。

- ②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第 73 条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第 7 条 委員会は、規則第 74 条第①項により、委員長が召集する。

- ②委員会は原則として、2 か月に 1 回程度開催する。
- ③委員長は、規則第 74 条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第 8 条 委員会は、規則第 75 条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状及び代理を含む）をもって成立する。

- ②委員会に出席できない委員のうち研究小委員会委員を兼任する委員は、規則第 75 条第④項により、その代理を出席させることができる。ただし、代理は委員会に出席できない委員が所属する研究小委員会委員でなければならない。代理は委員会における議決権を有する。
- ③前項により代理を出席させることができない委員は、規則第 75 条第②項によりあらかじめ委任状を委員長宛に提出する。
- ④議事は、規則第 75 条第⑤項により、議事は出席者（委任状及び代理を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第 9 条 委員長は、規則第 76 条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

- ②委員長は、規則第 76 条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の委員会の事業計画案及び予算案を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第 10 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 78 条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第 11 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 79 条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 5 月 21 日）をもって施行する。

- ②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 応用地質学教育普及委員会運営規程

平成22年 9月 24日 制定
平成28年 10月 26日 改定

第1章 目的及び業務

(目的)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）応用地質学教育普及委員会（以下「委員会」という）は、定款第4条四及び五の事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第88条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 応用地質学に関連した幅広い教育に関する事項
- 二 一般市民等に向けた応用地質学とその社会的意義の普及に関する事項
- 三 日本技術者教育認定機構（JABEE）の地球・資源及びその関連分野における教育プログラムの認定審査及び内容検討に関する事項
- 四 会員の技術者教育に関するプログラム作成及びその実施に関する事項
- 五 土質・地質・地下水技術者の生涯学習ネット（ジオ・スクーリングネット）に関する事項
- 六 その他、応用地質学の教育普及に関する事項

第2章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第3条 委員会の委員は、規則第70条第①項に従い原則として20名以内とする。

②委員会に委員長1名、副委員長1名、幹事若干名をおく。

③委員会の委員長は、規則第70条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める。

(職務)

第4条 委員長は委員会の事務を統括する。

②副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

③幹事は委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(選任及び委嘱)

第5条 委員長は、規則第72条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する。

②委員は、規則第72条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。

③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、規則第73条第①項により、2年とする。ただし再任を妨げない。

②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第73条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。

③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第73条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第7条 委員会は、規則第74条第①項により、委員長が召集する。

②委員会は原則として、2か月に1回程度開催する。

③委員長は、規則第74条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、規則第75条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

②委員会に出席できない委員は、規則第75条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛に提出する。

③議事は、規則第75条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第9条 委員長は、規則第76条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②委員長は、規則第76条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の委員会の事業計画案及び予算案を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第10条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第78条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第11条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第79条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年9月24日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 広報・情報委員会運営規程

平成26年 9月 4日 制定
平成28年 10月 26日 改定

第1章 目的及び業務

(目的)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）広報・情報委員会（以下「委員会」という）は、定款第4条の事業の広報ならびに情報発信に関わる事項の遂行を目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第89条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 学会ホームページの企画・運営
- 二 学会内の情報通信環境の整備・運営に関する事項
- 三 その他応用地質学に関わる諸事項の情報発信に関する事項

第2章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第3条 委員会の委員は、規則第70条第①項に従い原則として20名以内とする。

- ②委員は、広報・情報委員会を除く各常置委員会を代表する者及びその他の者によって構成する。
- ③委員会に委員長1名、副委員長1名、幹事若干名をおく。
- ④委員会の委員長は、規則第70条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める。

(職務)

第4条 委員長は委員会の事務を統括する。

②副委員長は委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

(選任及び委嘱)

第5条 委員長は、規則第72条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する。

- ②委員は、規則第72条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。
- ③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、規則第73条第①項により、2年とする。ただし再任を妨げない。

- ②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第73条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第73条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第7条 委員会は、規則第74条第①項により、委員長が召集する。

- ②委員会は原則として、3か月に1回開催する。
- ③委員長は、規則第74条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、規則第75条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

- ②委員会に出席できない委員は、規則第75条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛てに提出する。
- ③議事は、規則第75条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第9条 委員長は、規則第76条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②委員長は、規則第76条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の委員会の事業計画案及び予算案を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第10条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第78条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第11条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第79条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成26年9月4日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 選挙管理委員会運営規程

平成 22 年 5 月 21 日 制定
平成 28 年 10 月 26 日 改定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、定款第 13 条、第 15 条、及びこの法人の規則第 40～58 条、第 70～80 条、第 90 条の業務を遂行することを目的とし、別に定める代議員選挙実施規程に基づき選挙の管理及び執行を行う。

(業務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第 90 条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 代議員の選出に関する事項
- 二 代議員選挙実施規程の改定に関する事項
- 三 その他、代議員の選挙制度全般に関する事項

第 2 章 委員会の構成及び運営等

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、規則第 70 条第①項に従い原則として 20 名以内とする。

②委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事若干名をおく。

③役員及び代議員は、委員を兼ねることができない。”

(職務)

第 4 条 委員長は、委員会の事務を統括する。

②副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

③幹事は、委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。”

(選任及び委嘱)

第 5 条 委員長は、会長が選任し、委嘱する。

②委員は、規則第 72 条第⑤項により、原則として委員長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。”

(委員の公表)

第 6 条 委員会は、規則第 45 条及び代議員選挙実施規程に定める選挙の告示にあわせて、委員の氏名を正会員に会告により公表しなければならない。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、規則第 73 条第①項により、2 年とする。任期の始期は定時社員総会後の 2 ヶ月以内とし、終期は次期委員長が会長より委嘱を受けた時点とする。

②委員が役員または代議員の候補者となる場合には、その時点で委員を辞職しなければならない。

③補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第 73 条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。

④委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第④項により、会長は解任することができる。

(委員の禁止行為)

第 8 条 委員は、選挙の公正な執行のために、任期中に特定の個人に対する選挙活動をしてはならない。

(報酬)

第 9 条 委員は、無報酬とする。

(召集)

第 10 条 委員会は、規則第 74 条第①項により、委員長が召集する。

②委員会は、不定期に開催する。

③委員長は、規則第 74 条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第 11 条 委員会は、規則第 75 条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

②委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項により、あらかじめ委任状を委員長あてに提出する。

③議事は、規則第 75 条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(議事録)

第 12 条 委員会における審議の経過および結果は、規則第 78 条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第 13 条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第 79 条第②項に準じ、会長に報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 5 月 21 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 研究部会運営規程

平成 24 年 3 月 23 日 制定
平成 28 年 10 月 26 日 改定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）の研究部会は、定款第 4 条の事業を遂行することを目的とする。
(業務)

第 2 条 研究部会は、前条の目的を達成するため、規則第 91 条第②項に従い理事会の承認を得て次の各号の業務を行う。

- 一 応用地質学に関する特定分野の研究
- 二 応用地質学分野における技術の伝承活動
- 三 外部からの受託研究

第 2 章 研究部会の構成及び運営等

(構成及び定員)

第 3 条 研究部会の委員は、次の各号の構成とするが、第二号の副研究部会長、第三号の幹事、第五号の臨時委員及び第六号の顧問は必要に応じて設けるものとする。

- 一 研究部会長
- 二 副研究部会長
- 三 幹事
- 四 委員
- 五 臨時委員
- 六 顧問

②研究部会の委員には特に定員は設けない。

(職務)

第 4 条 研究部会長は研究部会の事務を統括する。

②副研究部会長は研究部会長を補佐し、研究部会長不在の時はこれを代理する。

③幹事は研究部会長及び副研究部会長を補佐する。

④顧問は研究部会に対して指導・助言を行う。

(選任及び委嘱)

第 5 条 研究部会長は、規則第 91 条第③項により、理事会が選任し、会長が委嘱する。

②第 3 条第二号から第六号までの委員は、規則第 91 条第④項に基づき会員からの公募及び部会長の推薦により理事会で選任し、会長が委嘱する。

④副研究部会長は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

⑤幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、規則第 91 条第⑤項及び第 73 条第①項より、2 年とする。ただし再任を妨げない。

②臨時委員の任期は、2 年以内の必要な期間とする。ただし、一定期間を経た後の再任を妨げない。

③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第③項により、理事会の決議により解任することができる。

(召集)

第 7 条 研究部会は、規則第 91 条第⑤項及び第 74 条第①項により、研究部会長が召集する。

(定数及び決議)

第 8 条 研究部会にて決議を行う場合は、規則第 75 条第①項に準じて委員現在数の過半数の出席（次項の委任状を含む）をもって研究部会は成立する。

②委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項に準じて委任状を委員長宛に提出する。

③議事は規則第 75 条第⑤項に準じて出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは研究部会長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第 9 条 研究部会長は、規則第 76 条第①項に準じて毎事業年度終了後すみやかに事業報告を研究教育部門長に提出しなければならない。研究教育部門長は、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②研究部会長は、規則第 76 条第②項に準じて毎事業年度開始日の前日までに翌年度の事業計画案及び予算案を研究教育部門長に提出しなければならない。研究教育部門長は、毎事業年度開始日の前日までに翌年度の事業計画案及び予算案を総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第 10 条 研究部会における審議の経過及び結果は、規則第 78 条に準じて議事録として記録し、次期研究部会に引き継ぐ。

(報告)

第 11 条 研究部会における業務の経過及び結果は、規則第 79 条第①項に準じて、定期的に研究教育部門長に報告し、研究教育部門長はその業務の経過及び結果を総務委員会及び理事会に報告する。

(研究成果の公表)

第 12 条 研究部会の研究成果（最終研究成果に限らない）は、シンポジウム、講習会、学会誌、出版などにより公表することを原則とする。

②研究部会は、公表する研究成果について、公表前にその内容及び公表方法を研究教育部門長に報告し、研究教育部門長はその内容及び公表方法について理事会の承認を得るものとする。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 24 年 3 月 23 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、各研究部会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 代議員選挙実施規程

平成22年 5月 21日 制定
平成28年 10月 26日 改定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という。）の代議員選挙に関する定款第13条、第15条、及びこの法人の規則第40～53条、第70～80条、第90条の定めるところに基づき、本会の代議員の選挙に適用する。

(選挙の実施時期)

第2条 選挙管理委員会は、代議員任期終了年度内に全ての選挙管理業務を終了して、当選者を確定しなければならない。選挙の投票期間は15日以上とし、候補者届出開始日、同締切日、投票場所、投票開始日及び投票締切日は、選挙管理委員会がその都度定める。

(選挙の告示)

第3条 代議員選挙の告示は、候補者届出開始日から遡って1号前のこの法人の学会誌「応用地質」（10月号）の会告にて行う。

(候補者届出方法)

第4条 代議員選挙候補者の届出方法は、第3条の学会誌「応用地質」の会告にて通知する。立候補届の書式は別紙1を基本とする。

(候補者名簿)

第5条 代議員選挙の候補者名簿は、投票開始日から遡って1号前となる学会誌「応用地質」（12月号）の会告にて通知する。

(無投票当選の扱い)

第6条 第5条の候補者名簿が確定した時点で、候補者数が代議員の所定数を上回らない場合は、候補者の全員が当選したこととする。

第7条 第6条の結果は、第5条の学会誌「応用地質」（12月号）の会告にて通知し、第8条以下の規定は適用しない。なお、この選挙結果は速報として本会のホームページ上にも掲載する。

(投票場所及び投票締切時刻)

第8条 投票受付期日と時刻、投票場所及び投票方法は、第5条の学会誌「応用地質」の会告により通知する。投票締切時刻は、投票締切日の午後5時とする。

(投票用紙の送付)

第9条 投票用紙は、1月中に有権者に届く様に、郵送用の封筒とともに送付する。投票用紙の書式は、別紙2を基本とし、詳細は選挙管理委員会がその都度定める。

(開票)

第10条 開票作業は、選挙管理委員会が、投票締切日の翌日に行う。正会員は、これに立ち会うことができる。

(選挙結果の通知)

第11条 選挙の開票結果は、開票日から1号後の発行となる学会誌「応用地質」（4月号）の会告により会員に通知する。なお、選挙結果の速報として、本会のホームページ上にも掲載する。

(選挙に関する禁止事項への対応)

第12条 選挙運動期間中に、選挙に関する禁止事項の発生が報告された場合は、選挙管理委員会は可能な限り実態を把握して記録する。また、禁止された運動の可能性がある場合には、選挙管理委員長名で、警告や運動の中止を申し入れることができる。

第13条 選挙運動後、運動期間中の禁止事項の実態が選挙結果に重大な影響を及ぼした場合には、第11条の選挙結果の通知前に、速やかに選挙管理委員会を開催して公正に審議し、選挙結果の確定を行う。なお、この場合も選挙管理委員会は可能な限り実態を把握して記録する。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年5月21日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

支部運営規程

平成22年 7月 1日 制定
平成23年 2月 25日 改定

第1章 総 則

(名称)

第1条 当支部は、一般社団法人日本応用地質学会〇〇支部（以下「支部」という）と称する。

(構成)

第2条 支部は、規則第97条に定める〇〇支部の範囲の会員をもって組織する。

(目的)

第3条 支部は、当該支部の範囲における応用地質学に関する調査・研究の推進と技術の進歩普及、及び支部会員相互の交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 支部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 講演会、研究発表会、見学会等の開催
- 二 会長から委嘱された事業
- 三 支部活動の広報
- 四 本部及び各支部との連絡と情報の交換を図ること。
- 五 関連学協会との連絡及び協力
- 六 その他、必要と認められた事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 支部会員は〇〇支部の範囲に居住又は勤務先を有する一般社団法人日本応用地質学会の会員（正会員、学生会員、名誉会員）とする。なお、支部会員は複数の支部に属することはできない。

②支部には、前項の会員の他に支部の目的に賛同し、支部の事業を援助するための支部賛助会員を設けることができる。

(会員の入退会)

第6条 第5条第①項の支部会員は、一般社団法人日本応用地質学会への入会をもって会員とし、退会したときに支部も退会とする。

②支部会員は、転居又は異動により当該支部の範囲に居住又は勤務しなくなったときは、所属支部を当該支部から新たな居住又は勤務先の支部に変更する。

③賛助会員を設けた場合の賛助会員の入会及び退会の承認は支部役員会にて行う。

第3章 支部役員

(支部役員)

第7条 支部に規則第99条により、次の支部役員をおく。

- 一 支部長：1名
- 二 副支部長：若干名
- 三 幹事：若干名
- 四 会計監事：若干名

②前項の役員その他、必要により代表幹事1名をおくことができる。

(支部役員の選任及び委嘱)

第8条 規則第100条に定める支部役員の選任及び委嘱は、次項のとおりとする。

②支部役員は支部総会において支部会員のうち一般社団法人日本応用地質学会の正会員の中から選任し、支部長が委嘱する。

③会計監事は他の役員を兼ねることはできない。

(支部役員の解任)

第9条 支部役員はいつでも支部総会の決議によって解任することができる。

(支部役員の職務)

第10条 支部長は支部を代表し、支部総会及び役員会の議長となるほか、支部に関する会務を統括する。

②副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

③幹事は支部長を補佐し、支部会務を執行する。

④会計監事は支部の会計を監査する。また役員会に出席して、その職務について意見を述べることができる。

⑤代表幹事を第7条第②項により設置した場合には、代表幹事は役員会の代表として支部長を補佐し、支部会務を代表して執行する。

(支部役員の任期)

第11条 支部役員の任期は2年とし、選任されたその支部総会から翌々年の定時支部総会までとする。ただし、再任を妨げない。

②支部役員に欠損が生じ、支部長が補充の必要を認めたときは、支部長は支部役員会の承認を受けて補充する。

③補充された支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

④支部役員は任期満了後も後任者の就任が決まるまでは引き続きその任務を行う。

⑤支部役員は、所属支部を変えたとき直ちに支部長に報告し、その任を辞さなければならない。

(報酬)

第12条 支部役員は無給とする。

第4章 会 議

(会議)

第13条 支部の会議は支部総会及び支部役員会とし、支部総会は定時支部総会及び臨時支部総会とする。

②定時支部総会は毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

③臨時支部総会は支部長が必要と認めるときに開催する。

④支部役員会は支部長が必要と認めるときに開催する。

(支部総会)

第14条 支部総会は、本規程に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 その他、支部の運営に関する事項

(支部総会決議)

第15条 支部総会は、支部会員のうち一般社団法人日本応用地質学会の正会員をもって構成し、正会員の5分の1以上の出席を要する。ただし、委任状も含む。

②支部総会の決議は、出席会員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(支部役員会)

第16条 支部役員会は、本規定に定めるものの他、次の事項を決議する。

- 一 支部総会に付議すべき事項
- 二 支部総会の決議した事項の執行に関する事項
- 三 その他、支部総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(支部役員会の構成及び決議)

第17条 支部役員会は、支部長、副支部長、幹事及び代表幹事を設けた場合には代表幹事並びに必要なに応じて会計監事をもって構成し、構成員の過半数の出席を要する。

②役員会の決議は第15条に準ずる。

(支部委員会)

第18条 支部は業務の円滑を図るため、支部委員会等を設置することができる。

②支部委員会等に関する事項は、支部役員会が定める。

第5章 支部顧問

(支部顧問)

第19条 支部は、必要に応じて支部顧問を若干名おくことができる。

②支部顧問は、役員会で選任し、支部長が委嘱する。

③支部顧問は、支部の運営に関する重要事項について支部長の諮問に応じる。

第6章 会計

(事業年度)

第20条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第21条 支部の経費は、規則第101条第①項により、本部交付金、協賛金、行事参加費、その他の収入をもって支弁する。

(支部の事業報告及び決算)

第22条 支部長は、毎事業年度の終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、会計監事による監査を受け、支部総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第23条 会計監事は、会計監査をし、その結果を支部総会に報告しなければならない。

(支部の事業計画及び予算)

第24条 支部長は、毎事業年度に事業計画書及び収支予算書を作成し、支部総会の承認を得なければならない。

(支部事業の報告)

第25条 支部長は、規則第103条第①項により、毎事業年度の事業計画及び収支予算を毎事業年度開始日の前日までに会長に報告しなければならない。

②支部長は、規則第103条第①項により、毎事業年度の事業報告及び収支決算を毎事業年度終了後、会長に報告しなければならない。

③支部長又はその他の支部役員は、規則第103条第②項により、支部の活動報告等を理事会や総務委員会等を通じて定期的に報告することとする。

第7章 支部事務局

(事務局)

第26条 支部の事務処理のため支部事務局を置く。

②支部事務局に関する事項は支部役員会で定める。

第8章 雑則

(支部内規)

第27条 支部長は、会務の運営上必要な事項に関する支部内規を作成することができる。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 本規程は、理事会の承認（平成22年7月1日）をもって施行する。

② 本規程の変更及び廃止は、支部総会の決議を経て、かつ理事会の承認を得なければならない。

③ 本規程に関する軽微な修正は理事会の承認によるものとし、支部総会の決議を必要としない。

一般社団法人日本応用地質学会 田中治雄国際積立金運用規程

平成 22 年 4 月 26 日 制定
平成 27 年 9 月 24 日 改定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）規則第 24 条に定める田中治雄国際積立金（以下「本積立金」という）を、その趣旨に則り、適切かつ確実に運用管理・運営することを目的とする。

(積立金の運用管理・運営)

第 2 条 本積立金の運用管理・運営はこの法人の理事会が行う。

(積立金の原資)

第 3 条 次の各号の資金を本積立金の原資に当てるものとする。

- 一 故田中治雄先生が御寄附された 20 万円。
- 二 国際応用地質学会（以下「IAEG」という）総会等の日本開催を記念して刊行された下記の記念出版物の頒布による収入の一部。
 - イ Rock Mass Classification in Japan(日本の岩盤分類)
 - ロ Engineering Geology of Dam in Japan
- 三 当積立金の助成・運営によって行われる活動・事業によって生じた収入の全部又は一部。
- 四 個人又は団体からの本積立金に対する寄附。
- 五 この法人の国際活動によって生じた収入の全部又は一部。

(積立金の使途)

第 4 条 本積立金は、応用地質学分野における次の各号の国際的活動等の助成に用いるものとする。

- 一 この法人又は IAEG 日本支部の国際活動に対する助成。
- 二 第 5 条に定める資格を有する者が海外で開催される国際学会・国際シンポジウム等で研究発表するための旅費・参加費の助成。
- 三 その他、この法人が認める活動・事業に対する助成。

(助成対象者の資格)

第 5 条 第 4 条一又は二に定める積立金の助成の対象となるものは、次の各号の資格を備えるものとする。

- 一 この法人の会員（正会員、学生会員）
- 二 その他この法人が認める者

(助成金の金額)

第 6 条 助成金の金額は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 この法人を代表して、海外で開催される国際学会・国際シンポジウム等へ出席するための旅費・参加費の助成
1 件 20 万円以内
- 二 第 5 条で定める資格を有する者が海外で開催される国際学会・国際シンポジウム等で研究発表するための旅費・参加費の助成
1 件 10 万円
- 三 その他、上記に準ずる学術交流事業への助成
内容によりその都度金額を決定する。

(助成の申請)

第 7 条 本積立金の交付を希望する者は、書面により、この法人に申請を行うものとする。第 4 条二に定める助成は、学会ホームページに掲載されている申請書に従い申請を行うものとする。

(助成申請の審査・決定)

第 8 条 理事会は、第 7 条による助成の申請について、審査を行い、助成対象者及び金額を決定するものとする。

第 4 条二に定める助成の申請について、理事会は以下を基準に助成の審査・決定を行うこととする。なお、会誌「応用地質」に掲載する報告書の提出を以って助成金を支払うものとする。

- 一 申請時の年齢が 40 歳以下を優先する。
- 二 会誌「応用地質」への査読付き原稿に投稿意欲がある申請者を優先する。
- 三 受理は年間 3 件以内とする。

(報告書の提出)

第 9 条 本積立金の交付を受けた者は、この法人に対し、報告書を提出するものとする。

(助成金の返還)

第 10 条 本積立金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、この法人は、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- 一 偽り、その他不正な手続きにより助成金を受けたことが判明したとき
- 二 助成金をその目的以外のために費消したとき

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 4 月 26 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会倫理規程

平成22年 5月 21日 制定

<前文>

一般社団法人日本応用地質学会は、応用地質学に関する研究者及び技術者の相互の交流を図ると共に、その有機的な連携のもとに学際的・総合的に調査・研究及び技術開発を行うことによって、応用地質学に関する調査・研究の推進と技術の進歩普及を図り、もって学術・文化及び社会の発展に寄与することを目的としている。

一般社団法人日本応用地質学会会員が会の目的遂行ならびに社会的責任をはたすにあたっての行動規範としてこの倫理規程を定める。

<倫理規程>

一般社団法人日本応用地質学会会員は、

1. (会員の品位)

日頃の行動にあたっては、法を遵守するとともに学会設立の主旨を重んじ、学会の名誉を傷つけたり学会設立の目的に反することのないように努める。

2. (公平性の確保)

学会の運営や調査・研究及び技術開発にあたっては、基本的人権を守り、人種、宗教、思想、性、職業、地位、年齢にとらわれず、公平性を確保する。

3. (社会への責任)

応用地質学に関する専門知識と技術をもって、国民の安全と豊かな生活を可能にするため、社会、経済の発展に寄与し、良好な地域環境、地球環境の維持、保全に努める。

4. (次世代への寄与)

応用地質学の成果を伝統技術や歴史的遺産など前世代から引き継いだ文化の伝承、保存に生かし、次世代へと続く新しい文化の創造に役立てる。

5. (知識、技術の研鑽)

応用地質学を継続的に発展させ、学会全体をレベルアップさせるため、専門知識や技術の研鑽に励み、得られた知識、経験を生かし、人材育成に努める。

6. (他分野との交流)

社会の変化に柔軟に対応し、国際標準をも視野に入れ、国内外における他の専門分野との提携、積極的な情報交換に努める。

7. (外部への公表)

応用地質学に関する専門知識、技術や経験をもとにして得た知見を研究発表会、シンポジウム、著書などで積極的に公表することによって社会に貢献する。

8. (中立、公正な立場)

成果の公表にあたっては、公益を失うことのないよう、中立・公正な立場を堅持する。

9. (成果の尊重)

他人の研究成果等に対し、中傷、著作権侵害、盗用などの不正行為はいかなる理由があっても行わない。

<附則>

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年5月21日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 受託研究取扱規程

平成23年 5月19日 制定
平成25年 1月25日 改定

(適用範囲)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という。）が、官公庁・団体、民間会社等（以下「委託者」という。）からの委託申し出によって、調査、研究、試験並びに規格・標準作成等の業務（以下「受託研究」という。）を受託する場合の取り扱い、この規程による。

(受託条件)

第2条 受託研究は、学会の事業の遂行に有益であり、かつ社会への貢献等の公益性に資するもので、高度な学識を要するものについて、次の各号に掲げる条件を満たす場合に限り、これを遂行することができる。

- 一 受託研究は、委託者が一方的に中止できないこと。
- 二 止むを得ない事由により受託研究を中止し、またはその期間を延長する場合においても、この法人はその責めを負わず、また原則として受託研究に要する経費は委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部または一部を返還することがあること。

(研究委託書)

第3条 受託にあたっては、委託者より予め件名、目的、内容、委託期間、委託金額等を明示した研究委託書の提示を求めなければならない。

(受託研究の諾否)

第4条 受託研究の諾否は、理事会の決議により決定する。

(契約)

第5条 受託研究契約は、当該受託研究の内容、実施方法、実施期間、契約金額、契約金の支払い方法、成果の報告および発表、契約の変更および解除の条件、その他受託研究を実施するために必要な事項を記載した契約書により締結するものとする。

- ②受託契約業務はこの法人の事務局がとりまとめるものとし、具体的な業務内容については別に定める。
- ③契約の受託者は代表理事（会長）とする。
- ④受託研究成果の著作権等の知的財産権の取扱いについては、委託者と協議の上決定するものとする。

(受託研究の期間)

第6条 受託研究を実施する期間は1事業年度内の期間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(受託研究の担当組織)

第7条 受託研究の担当組織（以下「研究担当委員会」という。）は、既存の研究部会、或いは受託研究実施のために新たに設置する委員会等をもって充てる。

- ②前項の研究担当委員会を、既存の研究部会の中から選定する場合は、理事会において決定する。
- ③研究担当委員会を新たに設置する場合は、受託契約の窓口となる委員会もしくは支部が設置案を総務委員会に諮った後、理事会において承認を受けるものとする。

(受託研究の実施)

- 第8条 受託研究の実施は、研究担当委員会がこれにあたる。
- ②研究担当委員会は、契約完了後、研究計画に基づき速やかに研究を実施する。

(再委託)

第9条 この法人は、必要があるときは、受託研究契約の委託者の同意を得て、当該受託研究の一部を再委託することができるものとする。業務委託に関する規程は、別途定めるものとする。

(受託研究の完了)

- 第10条 受託研究が完了したとき、または中間において必要が生じたときは、研究担当委員会においてその成果をまとめて速やかに報告書を作成し、委託者に提出するとともに、理事会にその概要を報告するものとする。
- ②受託研究の成果については、委託者の了解のもとに、原則としてその概要又は全部について学会誌「応用地質」等を通じて公表することができる。

(経費)

- 第11条 受託研究の経費は、当該受託研究を実施するために必要と認められる直接費、管理費および消費税の総額として積算する。
- ②経費の内訳等の学会基準は別に定める。特別の事情がある場合は、案件毎に状況を考慮し、委託者や研究担当委員会等の関係者と調整して設定することができるものとする。
- ③管理費は、人件費、借室料、減価償却費、光熱水道費、通信費、事務用品費等で、事務局の一般経費と区別が困難な経費をいい、直接費合計金額の20%を標準とする。

(受託費の受納)

- 第12条 受託費は、原則として一括・前納とする。ただし、受託研究が2年以上の期間を要する場合、年度ごとの分割納入を可とする。
- ②前項の規定にかかわらず、委託者に支払方法について別に定めのある場合は、委託者と協議の上、受託研究完了後の支払いを可とする。

(受託費の精算)

第13条 受託研究が完了し、第6条に定める成果を委託者に提出したときは、速やかに受託金の精算書を委託者に提出し、精算を行うものとする。

(会計処理)

第14条 この法人は、受託研究毎に帳簿を備え付け、受託年月日、契約年月日および期間、受託経費の受領年月日、経費の支出年月日、その他について明らかにしておかなければならない。

第15条 受託研究の契約期間が複数年度にわたる場合、年度計画に基づく次年度以降の額および当年度予算の未使用額は、前受金として次年度以降に繰越して使用できるものとする。この場合、次年度使用予定額を次年度予算の収入に計上するものとする。契約期間を延長する場合も同様とする。

第16条 契約に定めのない事項については、必要に応じてこの法人と委託者で協議する。

(規程の変更)

第17条 この規程の変更は、理事会の承認を得るものとする。

(附則)

この規程は、平成23年5月19日から施行する。

一般社団法人日本応用地質学会 試験研究・調査業務委託規程

平成23年 7月 16日 制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という。）が委託する試験研究・調査（以下「試験研究等」という。）について定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 二 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号。以下、「著作権法」という。）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、この法人及びこの法人からの委任を受けて試験研究を行う者（以下「受託者」という。）が合意の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- ②この規程において「発明等」とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権、商標権の対象となる育成並びにノウハウを使用する権利の対象となる案出をいう。
- ③この規程において知的財産権の「実施」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法（昭和34年法律第121号。以下「特許法」という。）第2条第3項、実用新案法（昭和34年法律第123号。以下「実用新案法」という。）第2条第3項、意匠法（昭和34年法律第125号。以下「意匠法」という。）第2条第3項、商標法（昭和34年法律第127号。以下「商標法」という。）第2条第3項に規定する行為
 - 二 プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条、第26条から第28条に規定する権利を行使する行為
 - 三 ノウハウの使用

(業務の委託)

第3条 この法人は、委託しようとする試験研究等が、自ら実施するよりも委託して実施することが効率的であるときは、その試験研究等をこの法人以外の者に委託することができる。

(受託者の選定)

第4条 この法人は、試験研究等を委託するときは、当該試験研究等の目的に従い、その内容、方法及び時期並びに経済性等を考慮し、当該試験研究の実施についてもっとも適当と認められる者を受託者として選定する。

(契約締結の上申)

第5条 研究担当委員会（既存の研究部会、或いは受託研究実施のために特別に設置される研究小委員会）の担当者は、試験研究等を委託しようとするときに次の各号に掲げる事項を明らかにして、代表理事に対し契約の締結について上申し承認を得るものとする。研究担当委員会が支部を拠点とする場合、代表理事は委託の手続きを当該支部長に委任することができる。

- 一 試験研究等の題目
- 二 試験研究等の目的及び概要
- 三 試験研究等の委託先
- 四 試験研究等を委託する理由
- 五 試験研究等の開始及び完了の時期
- 六 試験研究等の委託料の額
- 七 知的財産権の帰属及びその定義
- 八 前各号に掲げるものの他参考となる事項

(委託契約)

第6条 この法人が試験研究等を委託するときは、受託者と次の事項について契約を締結する。

- 一 契約事項
- 二 試験研究等の題目
- 三 試験研究等の目的及び概要
- 四 試験研究等を実施する場所
- 五 試験研究等の開始及び完了の時期
- 六 試験研究等の委託料の額及び支払いの方法
- 七 その他必要な事項

(委託期間)

第7条 この法人が試験研究等を委託する期間は、単独の事業年度の範囲内とする。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

(委託料)

第8条 試験研究等の委託料の額は、当該試験研究等を実施するために必要と見込まれる経費の額とする。

(再委託)

第9条 この法人は、受託者に当該試験研究等を再委託させないものとする。ただし、この法人が必要と認めるときは、当該試験研究等の一部に限り再委託させることができる。

(秘密の保持)

第10条 この法人は、受託者が試験研究等に関して知り得た機密に属する事項を第三者に漏洩させないものとする。

(成果の報告及び発表)

- 第11条 この法人は、当該試験研究等完了後一定期間内にその成果について、受託者から報告をさせることができる。
- ②この法人は試験研究等期間中において、必要と認めるときは、受託者から中間報告をさせることができる。
- ③この法人は、受託者が試験研究等の成果を発表しようとするときは、書面によりあらかじめこの法人の同意を得させるものとする。

(契約変更等)

第12条 この法人は、天災その他やむを得ない理由がある場合は、契約を変更し、又は解約することができる。

(物件の帰属)

第13条 この法人は、受託者が試験研究等を行うことにより取得した物件の所有権をこの法人に帰属させるものとする。

②この法人は、前項においてこの法人に帰属した物件を受託者の希望により貸与し、又は譲渡することができる。

(研究成果及び報告書の帰属)

第14条 試験研究等により得られた成果及び研究報告書の著作権（プログラム等の著作権は除く。）は、当該受託研究の委託者による制限がない限りこの法人に帰属する。ただし、特許権等の帰属については、次条の定めるところによるものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 この法人からの委託により実施した試験研究等の結果、受託者が創製した発明等に係る知的財産権については、当該受託研究の委託者による制限がない限り全てこの法人に帰属するものとする。

(知的財産権の実施)

第16条 この法人は、この法人と受託者が共有する知的財産権の実施を受託者以外の者が希望するときは、その受託者以外の者との間に実施料の支払い等について定めた実施契約を締結する。

(委託契約終了後の措置)

第17条 委託契約は、本契約終了後、第15条及び第16条の規定は当該知的財産権の権利存続期間中有効とし、第10条及び第11条の規定は5年間有効とする。

(その他)

第18条 この規程の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月16日から施行する。

一般社団法人日本応用地質学会 災害緊急対応規程

平成26年 9月 4日 制定

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）の災害発生時等における緊急対応について定めるものである。

(災害緊急対応の目的)

第2条 災害緊急対応は、「社会への直接的な貢献」の一環として、国内外で発生した災害について学術・技術を駆使して被災状況を調査・分析し、技術者倫理に基づいて迅速・正確に使命（第6条）を果たすことを目的とする。

(定義)

第3条 災害緊急対応とは、この法人が単独もしくは他の学協会と合同で災害調査団を派遣し、報告書等を取りまとめることをいう。

②災害調査団は、この法人の本部が派遣するもの及び支部が派遣する調査団をいう。

(災害の定義)

第4条 災害とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火により生ずる被害
- (2) その他の異常な自然現象により生ずる被害

(本規程の適用範囲)

第5条 本規程は、この法人の本部及び支部が実施する災害緊急対応に適用する。

② 本規程は、会員個人の自主的な災害調査等には適用しない。

(災害緊急対応の使命)

第6条 災害緊急業務は、次の使命を果たす。

- (1) 被災地の災害発生原因について応用地質学的観点での調査を行い、被災地の復興及び今後の防災計画の立案に寄与する。
- (2) 復旧・復興に携わる関係機関の連携強化と情報の共有化を促す。
- (3) 類似の災害の発生を抑制するための方策を社会に発信する。

第2章 災害対応会議

(構成)

第7条 災害対応会議は、会長、副会長及び常務理事で構成する。また、必要に応じ、各委員会・研究部会の委員長・部長及び関係する支部長を招集することができる。

(派遣決定)

第8条 災害対応会議は、常務理事が報告する災害について審議し、災害調査団の派遣及び支援を決定する。なお、緊急に対処すべき状況においては、常務理事の判断で決定することができる。

② 災害対応会議は、災害緊急調査団の派遣にあたって、関連委員会委員長等の意見を求めることができる。

(対策本部の設置)

第9条 災害調査団を派遣する場合には対策本部を設置する。

②対策本部は本部事務局に設置し、本部長を常務理事とし、事務局長が事務にあたる。

③緊急止むを得ない場合には、支部が対策本部の業務を代行することができる。

第3章 対策本部と調査団

(対策本部の職務)

第10条 対策本部の職務は、次のとおりとする。

- (1) 災害調査団の結成と解散に関すること
- (2) 災害調査団の報告と広報に関すること
- (3) 災害調査団との連絡調整に関すること
- (4) 災害調査団の予算措置に関すること

(災害調査団)

第11条 災害調査団は、団長及び団員から構成する。

(災害調査団団長)

第12条 本部長は、会長・副会長と協議の上、災害調査団団長候補を選定し、団長就任を要請し合意のもとに選任する。

(災害調査団団員)

第13条 災害調査団団長は、本部長と協議の上で団員を選定し、団員就任を要請し、合意のもとに選任する。また、団員の中から副団長を選任することができる。

(災害調査団の使命と設置期間)

第14条 本部長は、災害調査団の使命を団長に指示するとともに、団長と協議の上で設置期間を決定する。

(調査団団員の選任の手続き)

第15条 会長は、災害調査団団長及び災害調査団団員の委嘱を行う。

(報告と広報)

第16条 対策本部は、災害調査団の概要を会長、副会長に報告するとともに適宜、進捗状況を報告する。

②対策本部は、災害調査団が作成する調査報告書等を社会に公表する。

③対策本部と災害調査団は、協力して報道機関等への対応を図る。

(調査計画書)

第17条 災害調査団は、事前に調査計画書を対策本部に提出し、了承を得ることとする。

②調査計画書の変更が生じた場合は、速やかに変更調査計画書を対策本部に提出し、了承を得ることとする。

(現地調査の期間)

第18条 災害調査団の派遣期間は、国内の場合は3～5日間、海外の場合は1週間程度を目安とする。

(連絡調整)

第19条 対策本部は、災害調査団と連絡調整を十分に行うこととする。

(報告書等の作成)

第20条 災害調査団団長は、その団員の持てる学術・技術を駆使して被災状況を調査・分析し、技術者倫理に基づいて迅速・正確に「第6条(使命)」に従った調査団の所見を取りまとめた報告を対策本部に行う。なお、対策本部の指示に基づいて、速報及び中間報告を行う。

②本部長は、災害の規模・状況を勘案して、必要により本部において別途の総括的な報告書を作成することができる。

③対策本部は、団員の申請に応じ、CPD単位の証明を行う。

(災害調査団に対する予算等の支援)

第21条 災害調査団は、事前に支援の内容と金額等について本部長と調整することとする。

②対策本部が行う支援は、

(1) 対策本部での連絡調整

(2) 腕章の貸与

(3) 保険加入費の負担

(4) 報告書作成費等の負担

を基本とする。

(解散)

第22条 本部長は、報告書等の受理もしくは公開及び費用の精算を完了した時点で災害調査団及び対策本部を解散する。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認(平成26年9月4日)をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 名誉会員選考及び表彰規程

平成26年 5月27日 制定
平成29年 9月19日 改定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以降、この法人という）の名誉会員並びに日本応用地質学会論文賞（以降、論文賞と略す）及び日本応用地質学会功績賞（以降、功績賞と略す）の選考に適用する。

②名誉会員は、原則として学会の在籍年数が30年を超え、学会員としての活動が顕著であると認められる会員を対象に2年に一度選考し、認定する。

③論文賞は、学会誌「応用地質」に投稿された論文と報告を対象として2年に一度選考し、表彰を行う。

④功績賞はこの法人の運営に功績があったと認められる者を、不定期に選考し、表彰を行う。

⑤名誉会員並びに功績賞の選考を行うため名誉会員・功績賞選考特別委員会、論文賞の選考を行うため論文賞選考特別委員会を設置する。

(名誉会員の予備選考)

第2条 規則第27条第1項による選考に先立ち、予備選考を総務委員会で行う。

②予備選考に欠席する総務委員は審議事項に関して意見書を付すものとする。

③総務委員会は、予備選考に当たり名誉会員候補の生年月日、会員在籍期間及びこの法人における功績に関する調書を作成する。

④予備選考の結果、総務委員長は名誉会員候補を名誉会員・功績賞選考特別委員会に推薦する。

(功績賞の予備選考)

第3条 名誉会員・功績賞選考特別委員会での選考に先立ち、予備選考を総務委員会で行う。

②予備選考に欠席する総務委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

③総務委員会は、予備選考に当たり功績賞候補のこの法人における功績に関する調書を作成する。

④予備選考の結果、総務委員長は功績賞候補を名誉会員・功績賞選考特別委員会に推薦する。

(論文賞の予備審査)

第4条 規則第19条第1項による選考に先立ち、予備審査を編集委員会で行う。

②予備審査に欠席する編集委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

③予備審査の結果、編集委員長は原則として5～10編程度の論文賞候補を論文賞選考特別委員会に推薦する。

④予備審査は、論文賞を授与する社員総会を開催する年度の前年の最終号発刊後すみやかに実施するものとする。

(選考特別委員会の構成)

第5条 名誉会員・功績賞選考特別委員会は、副会長、総務委員長、事業企画委員長、理事2名、常置委員会委員6名（総務、編集、事業企画、国際、研究企画、広報・情報委員会より1名ずつ）で構成し、副会長を委員長とし、総務委員長を幹事とする。

②論文賞選考特別委員会は、副会長、編集委員長、理事2名、常置委員会委員6名（総務、編集、事業企画、国際、研究企画、広報・情報委員会より1名ずつ）で構成し、副会長を委員長とし、編集委員長を幹事とする。なお、必要により委員長の推薦に基づき委員を理事会で選任し、会長が委嘱できるものとする。

(選考特別委員の選任)

第6条 論文賞選考特別委員及び名誉会員・功績賞選考特別委員の候補者は、総務委員会で選出し、委員は理事会で選任する。

②論文賞候補に推薦されたものは論文賞選考特別委員となることはできない。

③委員候補の選出にあたっては産、学、官の偏りのないよう努める。

(名誉会員・功績賞選考特別委員会及び委員の職務)

第7条 名誉会員・功績賞選考特別委員会は、名誉会員候補及び功績賞候補を選定し、理事会に諮る。

②名誉会員候補の理事会への報告にあたっては、候補者の生年月日、会員在籍期間及びこの法人における功績調書を付すものとする。

③功績賞候補の理事会への報告にあたっては、選定理由書を付すものとする。

④名誉会員候補及び功績賞候補として該当するものがない場合は、その旨を理事会に諮る。

⑤名誉会員・功績賞選考特別委員会に欠席の委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

(論文賞選考特別委員会及び委員の職務)

第8条 論文賞選考特別委員会は原則として2編を超えない論文賞候補を選定し、理事会に諮る。

②論文賞候補の理事会への報告にあたっては、選定理由書を付すものとする。

③論文賞候補として該当するものがない場合は、その旨を理事会に諮る。

④論文賞選考特別委員会に欠席の委員は、審議事項に関して意見書を付すものとする。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成26年5月27日）をもって施行する。この規程の施行に伴い、日本応用地質学会賞選考及び名誉会員選考規程は廃止する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 謝金及び業務委託費等規程

平成 22 年 5 月 21 日 制定

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会の謝金及び業務委託費等について規定する。

(原稿料)

第 2 条 非会員に学会誌「応用地質」への原稿を依頼する場合は、編集委員会運営規程に定める原稿料を支払う。

②非会員に学会誌「応用地質」以外の刊行物への原稿を依頼する場合は、編集委員会運営規程に定める原稿料に準じた額を支払う。

③会員に原稿の執筆を依頼する場合は、原稿料を支払わない。

(講演料等)

第 3 条 講演等を依頼する場合には、1 回につき講演料として 22,222 円（源泉徴収前）を上限として支払う。

②講演者には、交通費実費を支給し、宿泊を要する場合は宿泊費 1 泊 12,000 円を限度として実費を支払う。

③この規定に拠らない事由が生じた場合は、事前に、事業企画委員会、若しくは支部と総務委員会が協議して定める。

(会議、委員会等経費)

第 4 条 会員が、会議、委員会等に出席するために必要な旅費は、原則として支払わない。

(行事費)

第 5 条 行事に関して非会員に作業を依頼する場合は、交通費込みの日当 8,000 円を上限として支払う。会員に作業を依頼する場合は支払わない。

②支部において講演会、研究発表会、シンポジウム等の本部行事を開催する場合の費用は、全額を本部負担とする。

③支部主催の行事にあたっては、原則として費用の全額を支部負担とする。ただし、本部が必要と認めた人員の派遣旅費等の実費は、本部が負担する。

(委託販売等)

第 6 条 特別号、講演論文集等の学会出版物の販売を支部に委託販売する場合は、印刷、包装、発送等の実費を本部で徴収し、支部引渡額を決定する。残額を生じた場合は支部の収入とする。

②外部委託の場合も前項に準ずる。

③前②項の場合、販売価格は本部と同額とする。

(委 任)

第 7 条 第 2 条～第 6 条の規定によりがたい事情があるときは総務委員会において決定する。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 5 月 21 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 事務所拡充積立金運用規程

平成22年 5月 21日 制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）の規則第65条十三の事務所拡充積立金（以下「本積立金」という）の管理・運営を行うことを目的とする。

(積立金の原資)

第2条 本積立金の原資は、次の各号によるものとする。

- 一 この法人の会計の剰余金
- 二 寄付金
- 三 その他

(積立金の使途)

第3条 本積立金は、原則として事務所の拡充又は移転に係わる事業に用いるものとする。

(積立金の管理・運営)

第4条 本積立金の管理・運営は、規則第65条十三により、理事会が行うものとする。

(内規)

第5条 この規程を施行するために必要な内規は、別にこれを定める。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年5月21日）をもって施行する。

②この規程の改訂及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 名称及び印章使用規程

平成 22 年 10 月 21 日 制定

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会の名称及び印章の使用を規定するものである。

(名称及び印章の使用)

第 2 条 一般社団法人日本応用地質学会、一般社団法人日本応用地質学会代表理事又は会長、一般社団法人日本応用地質学会各支部及び一般社団法人日本応用地質学会各支部長の名称並びに印章の使用用途は、別表によるものとする。

(印影の印刷)

第 3 条 定例的かつ定型的な文書又は一時に多数の印刷をする文書のうち、理事会が必要と認めたものについては、印章の押印に代えて印影又はその縮小したものを印刷することができる。







附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 本規程は、理事会の承認（平成 22 年 10 月 21 日）をもって施行する。

②本規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

別表

名 称	印 章	用 途
一般社団法人日本応用地質学会	一般社団法人日本応用地質学会之印（本部用） 大小 2 種類を使用  	・本部主催行事 ・本部発行印刷物 ・学会として発出する文書
一般社団法人日本応用地質学会代表理事 または 一般社団法人日本応用地質学会会長	一般社団法人日本応用地質学会代表理事之印 大小 2 種類を使用（大型の 印象が登記済み印章）  	・契約関係 ・会長名で発出する文書、本部役員・委員の委 嘱など
一般社団法人日本応用地質学会〇〇支部	一般社団法人日本応用地質学会之印（支部用） 	・支部主催行事 ・支部発行印刷物 ・担当支部として発出する文書
一般社団法人日本応用地質学会〇〇支部長	一般社団法人日本応用地質学会〇〇支部長之印 	・支部単独の契約関係 ・支部主催行事 ・支部発行印刷物、支部役員・委員の委嘱 ・担当支部長として発出する文書

一般社団法人日本応用地質学会 文書等複写規程

平成22年 1月 28日 制定
平成23年 1月 28日 改定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）が保有する文書等の複写に適用する。

(複写の対象)

第2条 複写の対象とする文書等は、次の各号に示すものとする。

- 一 この法人発行（任意団体日本応用地質学会発行も含める）、及び著作権譲渡を受けたその他の出版物
- 二 規則第95条第①項一により、一般に公開するとされた文書等
- ②前項一について複写の対象となるのは、調査・研究に用いる場合に限る。
- ③認定・許可・認可等及び登記に関する書類は、一般からの請求に従い、規則第95条第①項二により会長が許可した場合のみ複写の対象とする。
- ④認定・許可・認可等及び登記に関する書類及び内規は、会員から規則第95条第①項三の請求がなされた場合のみ、複写の対象とする。

(複写の場所)

第3条 複写は、この法人の事務局において行うものとし、同事務局外への文書等の持ち出しは認めない。

(複写の時間)

第4条 複写は、この法人の事務局の業務時間内に行うものとする。

(複写の実施)

第5条 複写は、複写の請求者自身が行うものとする。

(複写の料金)

第6条 複写の料金は次の各号の通りとする。

- 一 白黒複写：一枚あたり20円
- 二 カラー複写：一枚あたり50円

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年1月28日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 プレス発表規程

平成 24 年 12 月 4 日 制定

(総 則)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）が行うプレス発表に適用する。

(目 的)

第 2 条 プレス発表は、この法人が主催する行事や会員の学術活動等を報道機関に広く公表し、応用地質学の発展と普及に寄与することを目的とする。

(対 象)

第 3 条 プレス発表の対象は、この法人が主催する研究発表会やシンポジウムなどの行事、災害対応等の各種活動、研究発表会や学会誌での発表内容、表彰等とする。

(応募等)

第 4 条 プレス発表への応募・推薦等は、各委員会、支部、学会員が行えることとする。応募等に関する手順は、広報部会が別に定めるプレス発表要領による。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 24 年 12 月 4 日）をもって施行する。

② この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人日本応用地質学会 プレス発表要領

平成 24 年 12 月 4 日 制定

この要領は、一般社団法人日本応用地質学会のプレス発表規程第 4 条に規定するプレス発表の応募等に関する手続き等を定めるものである。

1. 委員会や支部がプレス発表を希望する場合

委員会や支部がプレス発表用資料の原案を作成し、原則として総務委員会の承認を得た後、当該委員会や研究部会、支部が報道機関へプレス発表用資料を送付する。なお総務委員会は、プレス発表内容および採否の結果について、理事会に報告する。

2. 学会員個人がプレス発表を希望する場合

学会員個人（以下「会員」という）が、研究発表会での発表内容および論文投稿についてプレス発表を希望する場合は、会員は所定の様式（別紙 1）に従って発表の概要ならびに応募理由を明記した書類を作成して、プレス発表予定日の 1 ヶ月前までに当学会へ応募または推薦する。応募・推薦内容は研究発表会関連を事業企画委員会、論文投稿は編集委員会が審査し、採否を決定する。

なお、審査にあたっては、下記の点に留意する。

- ①発表の重要性、社会的インパクト
- ②科学的・技術的な妥当性
- ③初公開か否か
- ④発表者および共同発表者、資金提供者、所属機関の同意
- ⑤特許や著作権に関わる問題の有無

採用となった案件については、事業企画委員会または編集委員会がプレス発表用資料の原案を作成し、総務委員会の承認を得る。なお応募案件が採用された会員は、原案の修正・加筆に際して、意見を述べるができるものとする。報道機関へのプレス発表用資料の送付は、研究発表会関連を事業企画委員会またはその年の研究発表会担当支部、論文投稿は編集委員会が行う。なお総務委員会は、プレス発表内容および採否の結果について、理事会に報告する。

3. 記者会見

記者会見を行う場合は、会長、副会長、理事、支部長、広報部会長等が対応する。

※行事に関するプレス発表については、報道解禁日は行事開催日の 3 日前を原則とし、プレス発表資料は報道解禁日の 2 日前までに各記者クラブ等へ送付する。

※行事の会場等に取材に訪れた報道関係者には担当委員会等が腕章とネームプレートを貸与する。

（別紙 1）プレス発表応募様式

件名：

発表者名：

担当者名および連絡先：

応募・推薦理由：

※詳細な資料がある場合は添付してください。

応募・推薦にあたっては、以下の点をチェックしてください。

- 1) その発表は社会的・科学技術的に重要なものであり、インパクトがあると考えられるか
- 2) 科学的・技術的に妥当な内容か
- 3) 日本応用地質学会や他学会において論文等で成果を公表済みでないか
- 4) 日本応用地質学会や他学会において論文等を投稿中でないか（受理の支障にならないか）
- 5) 共同研究者、資金提供者、所属機関等の同意は得られているか
- 6) （特許に関わる内容の場合）特許出願は済んでいるか
- 7) 著作権に関わる問題はないか

※応募・推薦があった件名については、一般社団法人日本応用地質学会においてその内容を審査、プレス発表の可否を決定し、担当者に通知します。

一般社団法人日本応用地質学会 創立 60 周年記念事業特別委員会運営規程

平成 29 年 9 月 19 日 制定

第 1 章 目的及び業務

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）創立 60 周年記念事業特別委員会（以下「特別委員会」という）は、定款第 4 条一の研究発表会、講演会等の開催に関し、規則第 92 条②の三のこの法人の記念行事等を行う場合に相当する事業を遂行することを目的とする。

(業務)

第 2 条 特別委員会は、前条の目的を達成するため、常置委員会等と連携して次の各号の業務を行う。

- 一 記念事業の趣旨、目的等の基本的要件の検討に関する事項
- 二 会場運営に関する事項
- 三 招待講演、事後の学会誌等への掲載に関する事項
- 四 予算、決算及び資金の運用、管理に関する事項
- 五 その他の事項

第 2 章 特別委員会の構成及び運営等

(構成)

第 3 条 特別委員会の委員は、理事より選任する。

(職務)

第 4 条 委員長は特別委員会の事務を統括する。

②委員（総務委員長）は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

(選任及び委嘱)

第 5 条 委員長は、規則第 72 条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する。

②委員は、規則第 72 条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、設立の目的に基づき、平成 30 年度の創立 60 周年記念行事関連事業完了後とする。

②委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

(召集)

第 7 条 特別委員会は、規則第 74 条第①項により、委員長が召集する。

②特別委員会は原則として、理事会開催に合わせて 1 か月に 1 回程度開催する。

③委員長は、規則第 74 条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、特別委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

(定数及び議決)

第 8 条 特別委員会は、規則第 75 条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

②特別委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛てに提出する。

③議事は、規則第 75 条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業報告並びに事業計画及び予算)

第 9 条 委員長は、規則第 76 条第①項に準じ、事業年度終了後すみやかに事業報告を特別委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②委員長は、規則第 76 条第②項に準じ、記念事業を実施する事業年度開始日の前日までに、翌年度の特別委員会の事業計画案及び予算案を特別委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

(議事録)

第 10 条 特別委員会における審議の経過及び結果は、規則第 78 条により、議事録として記録し、次期特別委員会に引き継ぐ。

(報告及び通知)

第 11 条 特別委員会における審議の経過及び結果は、規則第 79 条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 29 年 9 月 19 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、特別委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。